

◎株式会社地域経済活性化支援機構法 の一部を改正する法律

(平成二六年五月一六日法律第三七号)

一、提案理由(平成二六年三月二五日・参議院内閣委員会)

○国務大臣(甘利明君) ただいま議題となりました株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

日本経済はデフレ脱却に向けて着実に前進をしております、今後は、景気回復の裾野を更に広げていくことが重要な政策課題となっております。

地域経済も含めた成長力の底上げと好循環の実現を図るためには、それぞれの地域における中小企業・小規模事業者に対する支援の担い手である株式会社地域経済活性化支援機構の機能の拡充を図る必要があることから、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、民間事業者のノウハウを活用した事業再生や地域経

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律

済活性化の支援が一層効果的に進められるよう、機構の業務として、地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の有限責任組合員となるための出資を追加することとしております。

第二に、経営者の保証債務の整理を通じた再チャレンジ支援を強化するため、機構の業務として、経営者の保証付債権の買取りを追加することとしております。

第三に、機構の既存の業務による支援の実効性を高める観点から、金融機関等が機構に信託することができる債権の範囲の拡大、機構の専門家の派遣先の拡大等を図ることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院内閣委員長報告(平成二六年三月二八日)

○水岡俊一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本法律案は、中小企業等の事業再生及び地域経済の活性化に資する事業活動の支援を一層強化するため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務に投資事業有限責任組合の有限責任組合

員となるための出資を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、機構による支援実績を増加させるための方策、経営者保証に関するガイドラインの定着に向けて機構に期待される役割、事業再生・地域活性化ファンドへの出資の在り方、再生支援対象事業者における雇用の確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の山下理事より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。
以上、報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年三月二七日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、株式会社地域経済活性化支援機構(以下、「機構」という。)は、相談件数に比べ支援決定件数が依然として少ないことに鑑み、更に業務の効率化、迅速化を図り、より多くの支援を

可能とする体制を構築すること。

二、機構においては、デューデリジェンスの簡易化を図るなど一層の工夫を行い、多額の債務に苦しむ中小企業においても機構を利用しやすいように費用の低減化を図るとともに、要する費用の予見可能性を高めるように努めること。

三、機構においては、特定債権買取業務に積極的に取り組み、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)に基づく保証債務の整理のベストプラクティス(模範となる事例)を示すよう努めること。

四、金融機関等関係者がガイドラインを尊重、遵守するように、その周知を図るとともに、金融機関等に対する検査、監督を通じ、金融実務において定着するよう努めること。

五、ガイドラインにおける不明瞭、不明確な点がないか、更に検討を加え、必要に応じガイドラインのQ & Aの充実を図るなど金融機関等の不安が生じないように努めること。

六、個人保証に依存しない融資を確立するべく、民法(債権法)その他の関連する各種の法改正等の場面においてもガイドラインの趣旨を十分踏まえるよう努めること。
右決議する。

三、衆議院内閣委員長報告(平成二六年五月九日)

○柴山昌彦君 たいいま議題となりました株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、株式会社地域経済活性化支援機構、いわゆるREV-ICに中小企業等の事業再生及び地域経済の活性化に資する事業活動の支援を一層強化するための業務を追加する等の措置を講ずるもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、経営者保証の付された債権の買い取り業務を追加するものであります。

第二に、投資事業有限責任組合の有限責任組合員となるための出資を追加するものであります。

第三に、特定専門家派遣について、専門家派遣先の範囲を拡大するものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る四月十六日本委員会に付託され、二十三日甘利国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。次いで、二十五日に質疑を行い、質疑終局後、討論採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年四月二五日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 株式会社地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)は、相談件数に比べ支援決定件数が依然として少ないことに鑑み、更に業務の効率化、迅速化を図り、より多くの支援を可能とする体制を構築すること。

二 機構においては、デューデリジェンスの簡易化を図るなど一層の工夫を行い、多額の債務に苦しむ中小企業においても機構を利用しやすいように費用の低減化を図るとともに、要する費用の予見可能性を高めるように努めること。

三 機構においては、特定債権買取業務に積極的に取り組み、「経営者保証に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づく保証債務の整理のベストプラクティス(模範となる事例)を示すよう努めること。

四 金融機関等関係者がガイドラインを尊重、遵守するように、その周知を図るとともに、金融機関等に対する検査、監督を通じ、金融実務において定着するよう努めること。また、ガイドラインに更に検討を加え、必要に応じガイドラインのQ

& Aの充実を図るなど金融機関等の不安が生じないように努めること。

五 個人保証に依存しない融資を確立するべく、民法（債権法）

その他の関連する各種の法改正等の場面においてもガイドラインの趣旨を十分踏まえるよう努めること。

六 特定支援対象事業者による今後の再チャレンジが円滑に進められるように、関係省庁及び関係金融機関等の密接な連携の下で、中小企業・小規模事業者である特定支援対象事業者の目線に立ったきめ細かい支援を行うこと。

七 この法律の施行後三年以内に、民間金融機関等の自らリスクを取る経営姿勢への改善状況を見据えながら、機構の組織の在り方を含め、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。